

2022年夏・奥羽越での集中 豪雨と歴史資料レスキュー

佐藤大介（歴史文化遺産保全学分野）

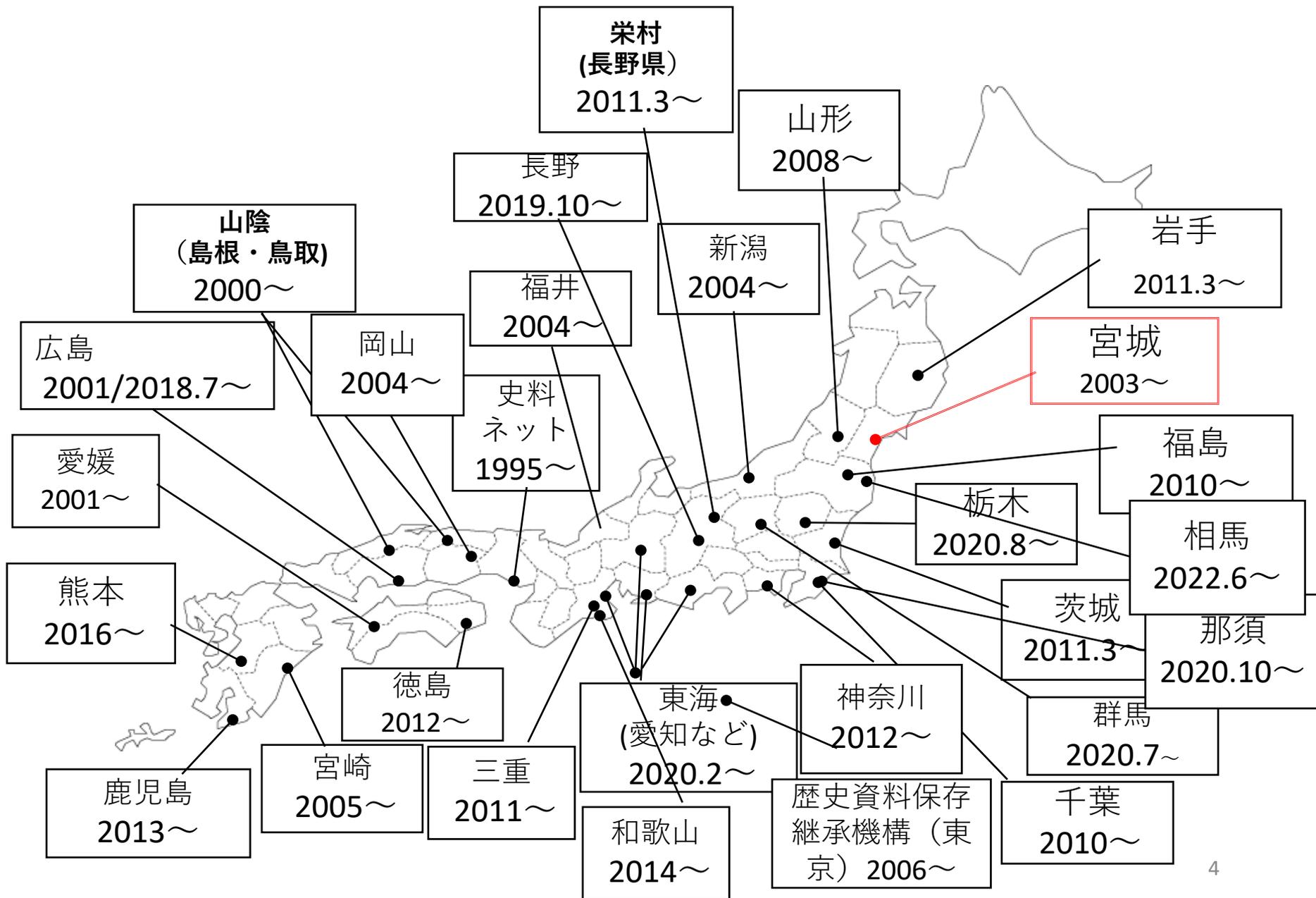
本日の報告

- 「災害時に、なぜ「歴史資料」を守る必要があるのか」の確認。
- その上で、先の集中豪雨に対する「歴史資料レスキュー」の現状と課題を確認。

「（地域の）歴史資料」

- その地域の歴史的・文化的な歩みを証する、すべての歴史文化的な資料
 - 本分野では特に「記録された資料」であるところの古文書・文献記録や写真・アルバムなど紙媒体の史料の救済保全に関わる。
- 日本の文化財保護法規において、これらは「居合わせた人々」が「善意」で守るのが原則。しかし、それを支えてきた地域社会の存立基盤や、人々のつながりが失われつつあるなか、日々地域の歴史資料は消えつつある。
 - 文化財保護法は文化財の定義とそれらの保護の「責務」を述べた後、指定文化財および埋蔵文化財の管理について定める。上記の資料は「未指定文化財」であるため、保護や管理の責任は原則所有者が負う。

全国の「史料ネット」 (2020年10月現在)



「なぜ、災害時に歴史資料レスキュー」？

- 「心理社会的支援」災害や紛争を経験した人が、自ら回復していくことを、日常生活に溶け込ませた形で（「支援」だと感じさせず）支援する。2005年以降の国際機関における災害支援の基本的な考え方。
- 歴史や過去との繋がりを回復すること、およびそれらを通じて「いま」の人々がつながること。それは、社会関係資本の一つとして個人をささえる。歴史や記憶が、「システムとしてのレジリエンス」の要素として組み込まれた社会づくりに寄与したい。

2022年7月豪雨への対応

- 当日夜から、宮城県および岩手県の「関係者」に連絡を開始。
 - 関係者：以前から「歴史資料レスキュー」について共有できている自治体担当課の職員や郷土史関係者。
- 連絡できたのは以下の自治体。
 - 宮城県 仙台市・石巻市・登米市・大崎市・栗原市・松島町・美里町・利府町・白石市・角田市・山元町・亶理町
 - 岩手県 一関市
- 宮城資料ネットWebやSNSでの呼びかけ
- 手分けして巡回
 - 報告者は20日に栗原市→登米市→大崎市、21日に石巻市→松島町→利府町を巡回。

2022年7月豪雨 成果

- 東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門との協力もあり、各地の「関係者」に迅速に連絡できる態勢。
 - 美里町 浸水地区に呼びかけチラシ全戸配布
 - 松島町 町役場のメディア通じて呼びかけ
- SNSでも一定度拡散
- 現時点での被災情報はなし
- 今後は「被災調査」という形での巡回調査を実施する方向で、調整中。

2022年8月豪雨 山形県

- 山形文化遺産防災ネットワーク（山形ネット）が8月4日より活動開始。
 - 8月4日 SNSで呼びかけ
 - 8月5日 山形県文化財課と山形資料ネットの連名で、市町村の担当課に誤廃棄防止の呼びかけを発出。
 - 8月6日 高畠町にて集落保管の大般若経水損の乾燥作業。川西町、飯豊町、小国町、長井市、南陽市のボランティアセンターや社会福祉協議会、資料館などに資料保全の呼びかけチラシを配布。被災状況を確認。
 - 8月7日 NHKニュースにて活動の紹介
 - （以上は
- <https://www.facebook.com/yamagatanet2008> より

2022年豪雨 山形県（続）

- 山形県では2022年3月に「文化財保存活用大綱」（改正文化財保護法に対応して都道府県に策定が求められる、文化財保存活用の基本的考え方）を公表。東日本大震災の活動経験を踏まえた「心理社会的支援」の考え方や、災害時の行政と「史料ネット」の連携が盛り込まれている。
 - 山形県担当課から3.11の経験を踏まえたいという要請を受け、報告者が策定委員として参画。
 - 宮城県の大綱でも「宮城資料ネットとの連携」が入っているが、策定段階で相談は受けていない。また策定後に発生した2021年・22年の地震や今回の豪雨で、担当課からは何のコンタクトもない。

2022年8月豪雨 新潟県

- 新潟県立歴史博物館（長岡市）の支援物資提供申し出
- 新潟史料ネットによる呼びかけ・情報収集
 - 新潟県村上市の被災映像では、ある集落の土蔵が複数倒壊しているのを確認。地域の歴史資料の被災、および復旧過程での廃棄が懸念される。

懸念される被災

- 夏期の被災であるため、水濡れした古文書などの腐敗が早期に進行してしまう懸念。
- 文書は土蔵の2階など「高いところ」に保存している事例も多いが、「大事なものを」「手元」（母屋1階など、低いところ）で保管している場合は...
- 写真・アルバムは手元に置いてある場合も多く、被災が懸念。

課題

- 「歴史資料の所蔵者」（個人など）への連絡の難しさ。SNSやネットの限界。災害「前」に所蔵者と「顔の見える関係」を作っておくことが、極めて重要。そうすれば迅速に連絡して状況確認出来る。
 - 所蔵者の了承が得られなければレスキューは出来ない（財産権）。「普段の関係」からお見舞いと歴史資料レスキューのこの出来だけ早く伝えることが、「心理社会的支援」の考え方を踏まえた理想的な支援。
- 各地で災害ゴミ集積場が翌日に設置され、災害ボランティアが入って片付けが進んでいるので、そこで廃棄された可能性もある。
 - 災害ボランティア拠点となる社会福祉協議会や、公費解体窓口の呼びかけは有効とみられるが、どこに搬出し、一時保管するか？という問題が未解決。
- 自治体職員は避難所に総動員。その後雨が続いて数日間職員拘束は避けられ、複数課業務に集中できない。その雨が続く場合が多く、

結論。

- 以上の課題は、「1.17」での史料レスキュー以来、「3.11」、さらには近年は毎年のように起こる自然災害への対応で、繰り返し指摘され続けている。
- 「史料ネット」が一定の社会的評価や役割を果たすのは必要だろうが、それは結局「未指定品は、『居合わせた者の善意頼み』」で保護すると言っているのに等しい。法律の趣旨通り、ということでもあろうが、日本の地域歴史資料の保護と継承をめぐる現状の限界。